

特定健康診査を受けましょう



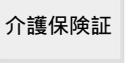
実施期間 7月1日(水)～9月30日(水)

町では、上記の期間で健診を実施します。特定健診は、みなさんが加入する各保険者ごとに実施するものです。

また、65歳以上の方には、健診と同時に、介護予防のための生活機能評価を行います。生活習慣を見直し、健康な生活を送るために、ぜひこの機会に健診を受けましょう。

国民健康保険に加入している方

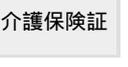
区 住民課国民健康保険係 2115

実施期間	7月1日～9月30日	
対象者	40～64歳	65～74歳
健診種類	特定健康診査	
申込方法	対象者には、受診券を郵送しますが、届かなかった方や、住所・氏名が変更になった方は、再交付しますのでご連絡ください。	
持ち物	 	  
費用	無料	

40～74歳で、町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は...
20年度より、みなさんが加入する各保険者ごとに健診を実施しておりますので、各保険者に受診の方法等をご確認ください。

長寿医療(後期高齢者医療)に加入している方

区 福祉課医療係 2128

実施期間	7月1日～9月30日	
対象者	75歳以上(一部65歳以上の方を含む)	
健診種類	健康診査	
申込方法	対象者には、受診券を郵送します。受診券が届かなかった方や、住所・氏名が変更になった方、年齢到達で後期高齢者医療の被保険者になった方は、受診券を交付しますので、ご連絡ください。	
持ち物	  	
費用	無料	

平成21年度分
後期高齢者医療
保険料の納付に
ご協力ください

被保険者の方には、平成21年度分の保険料額決定通知書を7月中旬までに送付します。特別徴収(年金からの天引き)対象の方は、今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。後期高齢者医療保険料の特別徴収は、年金保険者(社会保険庁など)からの通知に基づいて行われています。普通徴収(納付通知書または口座振替で納付)対象の方は、保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。納期は、7月から翌年2月までの各月(8回)です。今年10月から特別徴収が開始される方へは、特別徴収開始通知書とあわせて納付通知書を送付します。7月から9月は納付通知書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きとなります。今年6月以降に資格取得した方は、今年6月以降に転入・75歳

到達などで資格を取得された方には、7月以降に納付通知書を送付します。今年5月以降に資格を喪失した方

後期高齢者医療保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納付通知書で納めていただきます。

普通徴収対象の方
転出先やご遺族あてに、納付通知書を送付します。

後期高齢者
医療被保険者証の
更新について

被保険者の保険医療機関での負担割合(1割または3割)については、毎年、前年の所得を基に判定しています。新しい被保険者証は、7月中旬に送付します。

旧被保険者証は、後日、福祉課窓口へ持参いただくか郵送により返却をお願いします。新しい被保険者証の有効期限は平成22年7月31日です。

福祉課医療係 2128

平成21年度分介護保険料について 保険料の納付にご協力ください

特別徴収（年金からの天引き）対象の方

次の に該当する方には、7月に特別徴収開始通知書を送付しますのでご確認ください。保険料は、年金の支給月に2か月分が天引きとなります。

昨年度、特別徴収されていた方（今年4月から6月までの間に転入をされた65歳以上の方を除く）は、今年度も引き続き年金から天引きとなります。

今年4月、6月、8月から特別徴収が開始される方へも特別徴収開始通知書を送付します。

介護保険料の特別徴収は、年金保険者（社会保険庁など）からの通知に基づいて行われています。

普通徴収（納入通知書または口座振替で納める）対象の方

次の のいずれかに該当する方には、7月に納入通知書を送付します。納期は7月から翌年2月までの各月（8回）です。

昨年度、納入通知書により

特別徴収対象の方
4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納入通知書で納めていただきます。

普通徴収対象の方
転出先やご遺族あてに、納入通知書を送付します。

普通徴収対象の方へ
安心・便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度も口座振替が継続されますので、安心して便利、確実な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替を申し込むには？
普通徴収納入通知書に添付されている口座振替依頼書でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込みの翌月末以降からとなります。町税等を口座振替している方も、介護保険料の口座振替を改めて申し込む必要があります。

ゆうちょ銀行・郵便局をご利用の方は、別指定の用紙でお申し込みください。

福祉課介護保険管理係
2124

今年5月以降に資格を喪失した方
介護保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

介護保険サービス 利用者の負担軽減 について

住民税非課税世帯に属する方が軽減の対象となります。

軽減内容
訪問介護 訪問入浴 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 訪問リハビリテーション 訪問看護（の介護予防を含む）のいずれかのサービスを利用した際には、所得等の段階に応じて10%の利用料を5%または6%に軽減します。

負担限度額認定
介護保険施設やショートステイにおける居住費や食費の額は、利用者と施設（事業者）との契約によるものが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、自己負担額を軽減することができ

す。

いずれも軽減を受けるには申請が必要となります。詳しくは、福祉課または担当のケアマネジャーにおたずねください。

福祉課介護保険管理係
2124

えせ同和行為は、同和問題の解決を妨げます

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や行政機関などに不当な利益や義務のないことを求める行為をいいます。この行為は、あたかも差別解消運動であるかのように見せかけて行われることが多いため、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人たちや民間運動団体に対する県民のイメージを損ね、ひいては、同和問題に対する誤った意識を植え付ける原因にもなり、差別解消の道から大きくはずれるものです。さらに、これまで行政や民間運動団体が行ってきた長年にわたる啓発の効果を一挙に覆すものです。

このようなことから、わたしたちは、まず同和問題を正しく理解することが大切です。えせ同和行為に対しては、安易に応じることが、えせ同和行為をはびこらせ、結果的に、同和問題の解決を妨げることになるとの認識をもって対応することが必要です。

- 埼玉県「えせ同和行為」対策関係機関連絡会の相談窓口
- さいたま地方務局人権擁護課 ☎863-9589
 - 埼玉県県民生活部人権推進課 ☎830-2258
 - 埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策課 ☎832-0110(代表)
 - 埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会 ☎863-5255
- 埼玉県発行リーフレット「断固拒否!えせ同和行為」より